

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 の評価について
(平成 29 年度 検証・評価シート)

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 における具体的取組み方策

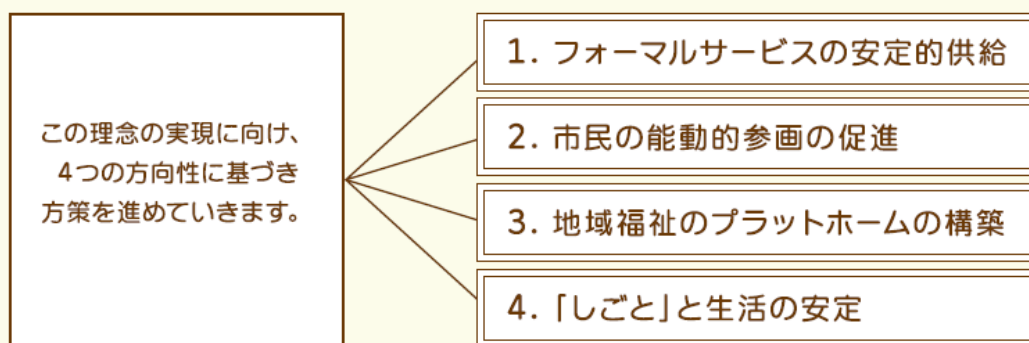
計画の基本理念

～ つながりと支え合いが織りなす市民福祉の実現 ～

市民一人ひとりの地域での安全で安心な生活が保障され、あらゆる人が社会から排除されずに居場所と役割を得て生活できる包摂的な地域社会の実現（ソーシャル・インクルージョン）を目指していく中で、自主・自発的意思をもった市民が地域社会における課題解決に向け、事業者・行政など多様な主体とともに、意思決定を行い、多様な取組みを実践していく「*ローカルガバナンス」（自律と分権に基づく協治）を具現化していきます。

※ ローカルガバナンスとは

自分の暮らす地域で起こる問題を、みんなが自分の事として受け止め、市民・事業者・行政がともに協力し合って考え、決定し、取り組んでいくという考え方のこと。



1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌 ～フォーマルサービスの安定的供給～

市民が地域福祉の主体として活躍していくためには、市民の安全で安心な暮らしが保障されなければなりません。公的サービスが安定的に供給されること、その人らしさが尊重され、虐待などの権利の侵害を受けない、あたりまえの権利が守られることが必要です。

- 福祉サービスの充実
- 包括的な相談支援体制の整備
- 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止
- 権利擁護/虐待防止の取組み
- ユニバーサルデザインのまちづくり など

2. 市民が地域福祉の主役になるために ～市民の能動的参画の促進～

様々な市民が、能動的に参画し、いろいろな主体と互いに関わり合いを持つなかで、地域の課題解決につながる新しい取組みが生まれます。市民をはじめとした多様な主体の参加を広げていくとともに、市民が担い手として参加するだけではなく、主役となって課題解決の意思決定に参画できる環境づくりが必要です。

- 市民が参画しやすい環境整備
- 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり
- 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進
- ボランティア・NPO団体等への支援と協働の促進 など

3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～

既存の制度・枠組みでは解決できない地域福祉課題に対応するため、フォーマル・インフォーマルの両サービスを効果的に結びつけるとともに、必要に応じて市民をはじめとした多様な主体による話し合いにより課題を解決していく仕組み（地域福祉のプラットフォーム）の構築が必要です。

- 地域における多様な主体による協議の場づくり
- 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援
- 医療・福祉の幅広い連携
- 「地域支え合い活動」の充実
- 災害時における要援護者への支援体制の整備 など

4. 市民が地域社会でいきがいを感じるために ～「しごと」と生活の安定～

「しごと」は、市民一人ひとりが安定した生活を送るために欠かせないものであり、また、地域社会において役割を果たしながら社会的なつながりを保ち、自分らしい生き方を実現していくうえでも大切です。誰もが身近な場所に「しごと」を確保できるよう、多様な働き方を創出する取組みが必要です。

- 多様な働き方の確保 など

4つの方向性と具体的方策

1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌 ～フォーマルサービスの安定的供給～	
(1) 福祉サービスの充実と包括的な供給	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉サービスの充実 ② 包括的な相談支援体制の整備 ③ 福祉における個人情報保護と情報の共有化 ④ 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止
(2) その人らしい生き方が尊重される地域生活の確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 権利擁護／虐待防止の取組み ② ユニバーサルデザインのまちづくり ③ 地域での居住の安定確保への支援 ④ 共生型（多世代交流・多機能型）福祉拠点の展開
2. 市民が地域福祉の主役になるために ～市民の能動的参画の促進～	
(1) 市民が参画できる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民が参画しやすい環境整備
(2) 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策	<ul style="list-style-type: none"> ① 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり ② 若い世代等に向けた地域とのつながりづくり ③ 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進 ④ 企業・事業所との協働による地域福祉活動の展開 ⑤ 学校を拠点とした地域交流
(3) 市民の活動が定着するための方策	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティア・NPO団体等への支援と協働の促進 ② 地域ボランティア活動の促進
3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～	
(1) 新たな仕組みや取組みを創出するネットワークの構築 （区単位のネットワーク）	<ul style="list-style-type: none"> ① 区社会福祉協議会を中核とした福祉課題への対応 ② 地域を支える多職種・多団体とのネットワークづくり
(2) 早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築 （身近な地域におけるネットワーク）	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域における多様な主体による協議の場づくり ② ふれあいのまちづくり協議会への支援と他の社会資源との連携 ③ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援 ④ 医療・福祉の幅広い連携
(3) プラットホームを活用した福祉課題への取組み	<ul style="list-style-type: none"> ① 「地域支え合い活動」の充実 ② 災害時における要援護者への支援体制の整備
4. 市民が地域社会でいきがいを感じるために ～「しごと」と生活の安定～	
(1) 誰もが「しごと」を確保できる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 「しごと」の“地産地育”に向けたコミュニティビジネスの展開 ② 多様な働き方の確保

取組み方策に対する評価

I. 国における地域共生社会の実現に向けた動きと神戸市の市民福祉総合計画

国においては、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進として、社会福祉法の一部が改正され、平成30年4月1日より施行された。改正内容の主なものとして①地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨が追加されたこと、②市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされたこと、③市町村は市町村地域福祉計画の策定に努め、また計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項が追加されたこと等が挙げられる。

一方、“こうべの市民福祉総合計画2020”は社会福祉法における市町村地域福祉計画を兼ねているが、本計画においては、福祉分野のみならず、保健医療、住まい、防災、しごと等幅広い分野の視点から高齢者・障害者・児童・その他の福祉における共通的な事項を取り入れた計画となっており、国の方向性に合致した内容となっている。また、すでに①地域における多様な主体による協議の場づくり②包括的な相談支援体制の整備等を進めており、この改正法に対応できる内容となっているため、引き続き本計画に基づく取組みを進めていく。

Ⅱ. 4つの方向性に対する検証

1. フォーマルサービスの安定的供給

目指すべき姿

- ◆ 福祉サービスが様々な取組みにより充実し、また複合的な課題にも包括的に対応できる相談支援体制の整備が進んでいる。
- ◆ 権利擁護の取組みや人々の多様性への理解が進み、その人らしい生き方が尊重される地域生活が確保されつつある。

主な取り組みの成果及び課題

(福祉サービスの充実)

- 平成 29 年度より社会福祉施設従事者のキャリアアップと定着を図るため、市民福祉大学における従事者向け研修の種類を増やし、充実を図った。介護人材の確保として潜在介護士の再就職支援や外国人介護士受入れセミナーを開催した。また、保育人材の確保定着の取組みとして、平成 29 年度からは、新卒保育士への一時金支給や国制度を活用した貸付メニューの運用、保育士等の宿舍借上げ費用に対する補助制度を実施した。しかしながら、福祉人材の有効求人倍率は未だに高く、人材不足は喫緊の課題である。
- 子育て応援サイト「ママフレ」のアプリを公開し、スマートフォンから手軽に子育て情報を入力でき、また「こうべ子育て応援メール」の内容を充実させるなど、子育てに関する不安や悩みの軽減、孤立化の防止を図っている。これらの認知度をより高めていくことが課題である。

(包括的な相談支援体制の整備)

- 平成 28 年度に各区社会福祉協議会に地域福祉ネットワークを増配置したことに加え、平成 29 年度に、「くらし支援窓口」の相談支援員を全ての区・支所において複数配置としたことで、更なる相談支援体制の強化を図った。平成 27 年度の「くらし支援窓口」設置以降、年々相談件数は増えており、一定の周知が図れている一方、相談内容が複雑化多様化しており、今後、更なる関係機関等との連携が課題となっている。

(生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止)

- 24 年度以降、高校進学を目的とした学習支援を実施してきたが、29 年度は小学生を対象に全区で学習支援を実施している。参加者数が増えている一方で、会場が区に 1 ヶ所のみであり、距離的に通えない児童・生徒のフォローが課題となっている。
- 平成 28 年度より、ひとり親家庭や共働き家庭で夜遅くまでひとりで過ごすなど課題を抱える子どもたちが安心して過ごせる子どもの居場所づくりを進めている。

(権利擁護/虐待防止の取り組み)

- 24 年度より各区に「成年後見の利用手続き相談室」を、順次増やしており、29 年度の北区開設で、全市で 7 区の設置となった。成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市と

しても制度についての広報・啓発をより一層充実させる必要がある。福祉サービス利用援助事業はニーズが年々増加しているが、財源や体制に課題がある。

- こども家庭センターと各区に設置しているこども家庭支援室や警察、学校などの関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見、早期対応に努めている。平成 29 年度より児童虐待対応職員を各区 1 名配置し、こども家庭センターと各区の情報共有を強化するとともに、会議の構成員に弁護士や大学教授等、豊富な専門知識を持つスーパーバイザーを加えることで、更なる虐待防止体制の強化を図っている。

(ユニバーサルデザインのまちづくり)

- 平成 28 年の障害者差別解消法の施行に伴い開設した「障害者差別に関する相談窓口」では、相談者からの話を単に聞くだけでなく、必要に応じて、適切な専門機関につなぐ等橋渡しの役割を果たしており、平成 29 年度に受けた相談案件はすべて終結している。また、他機関とのネットワークの構築により、相談窓口を相談者の一次的な受け皿として機能させるべく、平成 29 年度に神戸市障害者差別解消支援地域協議会を設置した。

(地域での居住の安定確保への支援)

- 誰もが安全・安心に住まうことができるよう、引き続き「バリアフリー住宅改修補助事業」、「神戸すまいのあんしん入居制度」、「親・子世帯の近居・同居み替え助成事業」を進めるとともに、29 年度は高齢者の居住安定確保に向け、「良好なサービス付き高齢者向け住宅への誘導方針」をとりまとめた。

(共生型（多世代交流・多機能型）福祉拠点の展開)

- 市民福祉の理念実践の場として整備された「しあわせの村」では、平成 29 年度、村内に企業主導型保育所が開設されるとともに、ショートステイや相談支援事業所を併設するグループホームの建設が進められた。

小委員会での主な委員意見

(生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止)

- この検証・評価シートでは、生活困窮者の支援制度が始まったことで、生保の受給率がどうなったのかとかいうのは出てこない。生活困窮の支援制度と直接関係があるのかどうかかわからないが、生活保護制度とのバランスの変化に関する検証も必要ではないか。
- 子どもの貧困率の割合が 6 分の 1 から 7 分の 1 に減ったと言われているが、それに対して、子ども食堂で十分なのか、学習支援がいいのか、あるいは子どもにターゲットを絞るのではなくて、多世代というのでいくべきかという議論が出てくるような生きる数字があればよいと思う。
- 子ども居場所づくりについては、子どもだけを取り出すのは不自然で、子どもも大人もみんなが来られるような多世代・多機能の共生型の居場所にしていかないといけないのではないか。

小委員会での委員意見に対する見解

- 検証・評価シートは、それぞれの施策の方向性に基づき実施している事業について、所管課が作成した実績や自己評価等を取りまとめたものであるが、より全体的な見地からの検証・評価の仕方や見せ方について、ご意見をいただきながら次回検証時に工夫してまいりたい。
- 生活困窮や子どもの貧困、居場所づくり等横断的に検証あるいは、今後の施策の検討の必要があるものに関しては、議論の場を設ける等考えていきたい。

2 市民の能動的参画の促進

目指すべき姿

- ◆ 地域福祉活動に関心をもつ多様な主体の参加が広がる中、地域の課題が地域で共有され住民が主体となって課題への対応に意思決定していくことの大切さへの理解が広まっている。

主な取り組みの成果及び課題

(市民が参画しやすい環境整備)

- 平成 28 年 3 月に策定した「神戸市地域コミュニティ施策の基本指針」に基づき、平成 29 年度は、地域の負担を減らす観点から、提出書類の簡素化や、現行のふれあいのまちづくり助成金として一括申請できる助成金の拡充を行った。
- まちづくりに関する専門知識・経験を有する「地域コミュニティ支援アドバイザー」を活用して、区ごとに「地域コミュニティ支援者会議」を実施し、地域の実態をおおむね把握、地域の課題を一定整理した。今後は具体的な地域を抽出し個別の地域への支援につながるよう取り組みを進める必要がある。
- 地域ごとに、人口、世帯数、高齢化率など統計データをまとめた「統計版」と、避難施設、医療・福祉施設、子育て関連施設などを地図に掲載した「マップ版」の「地域の基礎データ」を平成 29 年 12 月より公開した。今後は、それぞれの地域において活用していただくために周知を図る必要がある。

(健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり)

- 平成 29 年度より 65 歳以上を対象として一般介護予防事業を開始した。具体的には、専門職を派遣するなどの介護予防メニューを実施する「地域拠点型」や、高齢者の閉じこもり防止、活躍・生きがいづくりの場を身近な地域に設置することを目的とした「居場所づくり型」等を展開している。現在はどちらも実施箇所（団体）数が少ないため、広報・啓発活動を行い実施地域や参加者数の拡大を図る必要がある。
- シルバーカレッジは、高齢者の豊かな経験を生かして社会に貢献することをめざして学びあう

生涯学習の場を提供しているが、地域の担い手のさらなる養成に向けて、地域との“つなぎ”機能の充実や、大学の公開講座と連携した新たな学習機会の提供等に取り組む必要がある。また、既存の学習カリキュラムについて、大学運営のノウハウを取り入れた継続的な見直し・改善を行う等、経営変革を図る必要がある。

- WHO 神戸センターや医療産業都市との連携の成果を踏まえながら、全ての市民が健康になるまち「健康創造都市 KOBE」をめざし、平成 29 年 7 月に「健康創造都市推進 KOBE 推進会議」を設立し、健康ポイント制度のあり方、健康格差対策にかかる調査、企業の健康経営等を議論した。

(若い世代等に向けた地域とのつながりづくり)

- 平成 29 年度は、地域活動の担い手発掘・育成の好事例やアイデアを集約した事例集「地域の担い手ちえぶくろ」を作成し、ホームページ等で公開を行った。また、地域活動の担い手育成及び地域コミュニティの活性化を目的に、地域住民により守り伝えられてきた行事や民族芸能等の伝統文化に関する物的資源の調達、修理等を支援する「地域文化資源保存活動補助事業」を開始した。
- 小学生や中学生など次世代を対象とし、施設での体験を通して福祉に対する関心・理解を深めるワークキャンプや、「トライやる・ウィーク」など学校における取組みを、引き続き実施している。

(社会福祉法人による地域における公益的活動の促進)

- 各区の社会福祉法人が、地域における様々な福祉課題への対応について連携し、協議・情報交換を行う「各区社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)」が 29 年度中に全ての区において設置された。各区社会福祉協議会がそのけん引役となりながら、制度の狭間の課題や子どもの貧困などの地域の課題に対して、「地域づくり」「支え合い活動」の地域基盤づくりとなっている。今後、協議会が具体的な取組みを進めるうえで、くらし支援窓口を中心に、行政として連携していく必要がある。

(企業・事業所との協働による地域福祉活動の展開)

- 平成 29 年 7 月に、神戸市、(一財)社会的投資推進財団、(株)DPP ヘルスパートナーズ、(株)三井住友銀行および(株)SMBC 信託銀行の 5 機関で、日本で初となる本格的な「SIB (ソーシャル・インパクト・ボンド)」を導入することに合意し、平成 29 年 8 月より糖尿病性腎症者の重症化予防を目的とした事業を SIB の手法を活用して実施している。

(ボランティア・NPO 団体等への支援と協働の促進)

- 多様化・複合化する地域課題の解決に向けた取組みを行う団体を支援する「パートナーシップ活動助成」や中間支援団体(特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸、特定非営利活動法人しゃらく)による NPO 法人設立・運営への支援を引き続きおこなっている。また、平成 29 年 4 月から市内 NPO の活動を紹介する、facebook を開設し、市民活動に興味のある人々への情報発信を行っている。

(地域ボランティア活動の促進)

○市民福祉大学、ボランティアセンターにおける研修・情報提供、拠点児童館におけるシニアボランティアの養成、ファミリーサポートセンターにおける、子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）に子育ての応援をしたい人（協力会員）を紹介する会員同士の相互援助活動を引き続き実施している。

小委員会での主な委員意見

(健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり)

●「居場所づくり型」介護予防事業について。補助金交付団体が28になっているが、実際には民間主導型で150を超えている。月2回以上行っても、年間5万円しか補助が出ず、煩雑な手続きがあるため、補助金交付団体が少ないという実態がある。「拠点型」介護予防事業も制度変更でかなり数が減った。こういう時に民間のNPOや一般社団法人等やる気のある市民にもっと声をかけて、なぜ訴えないのか。

(地域ボランティア活動の促進)

●主な取り組みを見ると、従来の講座（市民福祉大学、ボランティアセンター実施講座）参加者は明らかに減少している。時代変化に伴い人々の参加の形が変わるのは当然なので、従来の事業の問題とは限らないが、若い世代へのアクセスを考えるとより多様な窓口（NPO、PTAや保護者会、地域密着型の習い事の間、またスマホ利用など）の検討は必須と思われる。

(市民の能動的参画)

●今回の2020の計画で大事にしたのは、フォーマルなサービスは安定的供給だけでなく、インフォーマルをどのように共生社会の中で広げていくのか、能動的参加を促進していくのかということである。能動的な参画を神戸市としてどうやって増やしていくのかということは非常に重要な観点だと思うが、シルバーカレッジ等数字を見れば減っているものもあり心配である。

●施策の評価にあたって、固有名詞が出てくるところと全然出てこないところがある。様々な施策に渡って、NPOや一般社団等様々な民間の団体が相当関与している部分があるのに、それが欠落している。

●全体として総合計画の面が大きくなり、地域福祉計画が弱くなったという印象がある。障害を持っている方の親の会やLGBTQの会、NPO等の活動が出てきておらず、市民の姿が見えない。また、担い手という部分で、市民やNPOからどういう提言があったという部分が抜けている。

小委員会での委員意見に対する見解

- 「居場所づくり型」については、各区社会福祉協議会等との連携により周知を進めていく。「地域拠点型」については、実施地域や参加者数の拡大を図るために、広報・啓発活動を行い、市内 165 箇所（小学校区に 1 箇所）の設置を目指す。また、参加者のモチベーションの向上を目的に「体力測定」を行い、数値や結果を通じて健康寿命の延伸を図る。
- 少子・超高齢化・人口減少社会を迎え、今後ますます市民活動の活性化が期待されることであり、各局がおこなっている担い手育成講座については、重複を避け、ボランティア養成講座の新たなあり方等研修体系の再構築を図っていききたい。また、地域と N P O 等が連携して課題解決に向けた取り組みが広がるような支援を引き続き行っていく。
- 高齢者の就業環境の変化等がある中、地域福祉への参加が難しくなっている状況ではあるが、地域課題を解決していくための仕組みづくりを今後も検討していききたい。
- 市民福祉条例の理念から考えると、社会福祉の制度を超えたものが「市民福祉」であり、担い手に関しても、行政だけではなく、事業者・市民をも含めている。その一方で、神戸市市民福祉総合計画は、市の行政計画という側面もあり、検証・評価が市の事業中心になっていることは事実である。しかし、今後ますます共生社会の流れが大事になってくる中で、特徴的なことや今後模範事例として追隨していただきたいようなことに関して、事例集等できるだけ情報を載せ、民間の団体や市民の姿が見える形にしていききたい。

3 地域福祉のプラットフォームの構築

目指すべき姿

- ◆ 地域において様々な主体によるネットワークが構築され、支援が必要な人に早期にフォーマル又はインフォーマルな支援を届ける仕組みができています。
- ◆ 地域では課題の解決を目指す協議の場が開かれ、地域の課題を地域で解決できつつあり、必要に応じて区レベルの施策に反映される仕組みも機能し始めている

主な取り組みの成果及び課題

(区社会福祉協議会を中核とした福祉課題への対応)

- 地域福祉ネットワークを中心として、子育てコーディネーター・生活支援コーディネーター・ボランティアコーディネーター・生活福祉資金相談員が連携し、「制度の狭間・複合化する福祉課題への支援」を行った。地域福祉ネットワークは、制度の狭間にある相談者への支援を行うが、支援の延長にある生きがいを含めた「出口づくり」が課題となっている。
- 区社協体制の強化に向けた取り組みとして、区社協事業を効果的に実施していくため、市社協・区社協で会議を開催し、区社協業務の整理と区社協事務局体制の標準化を行った。

(地域を支える多職種・多団体とのネットワーク作り)

- 平成 29 年度には、地域関係機関との更なる連携を図ることを目的とし、主に民生委員を対象に事例紹介・研修形式で各区社会福祉協議会において「ネットワーク事業報告会」を開催した。

(地域における多様な主体による協議の場作り)

- 地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報共有し、関係機関等の連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための場として神戸市自立支援協議会や区自立支援協議会を設置している。今後、市自立支援協議会の活動内容が見えるように取り組む必要がある。
- 地域団体や多職種が連携することにより住み慣れた場所で高齢者が住み続けることが出来るよう、地域包括ケアシステムの構築を支援する仕組みや地域の課題を協議することを目的として、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）、区、市の 3 層の各段階で地域ケア会議を実施している。区社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとの連携の強化や地域課題抽出後の課題解決に向けた資源開発やしきみ作り等の取組みを検討する実務者レベルの協議の場の整備が課題である。
- 要保護児童や特定妊婦等への適切な支援を図ることを目的に、要保護児童対策地域協議会を設置し、各関係機関が連携を取り合うことで情報の共有化を図っている。こども家庭センターが事務局の「代表者会議」と各区が事務局の「実務者会議」「個別ケース検討会議」の 3 層構造で、こども家庭支援室やこども家庭センター、保育所（園）などから構成されている。29 年度には、効果的な会議運営、適切な支援方法について検討を行った。

(ふれあいのまちづくり協議会への支援と他の社会資源との連携)

- ふれあいのまちづくり協議会への助成のメニューとして、「福祉情報提供・身近な相談機能づくり」及び「地域での支えあいの仕組みづくり（ちょっとボランティア運動の推進）」を引き続き設定しており、定例的な活動として定着し、高齢者などの情報やニーズの把握につながっている。一方で担い手の人材不足や、高齢化により新規事業に取り組む余力がないふれまち協があるのが課題である。

(民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援)

- 民生委員の行政協力事務や証明事務などの業務の見直し（棚卸し）により、負担軽減に努めるとともに、活動費について、交付税措置額のほか市単独で実費弁償費の引き上げを行った。現在、階層別、分野別の法定研修について、国制度や法改正に即した研修を行っているが、今後は地域実情に応じたケース検討など、地域での課題解決に向けた、個々のスキルを高める研修が必要である。

(医療・福祉の幅広い連携)

- 市独自の認知症施策を推進するため、医療・保健・福祉の専門家や地域住民等で構成される有識者会議で議論を行い、「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」を制定した（平成30年4月1日施行）。
- 平成28年度から29年度の2ヵ年で、在宅医療と介護を結びつける連携拠点として、医療・介護関係者からの在宅医療に関する相談受付や多職種連携会議の開催を行う「医療介護サポートセンター」を全区に設置し、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の構築を進めた。

(「地域支え合い活動」の充実)

- あんしんすこやかセンターに地域支え合い推進員、見守り推進員を配置し、住民相互に見守りや支え合いができるようなコミュニティづくりを支援する神戸市独自の地域見守り・支え合いシステムを展開している。地域支え合い推進員の働きかけにより、コミュニティサポートグループ育成支援事業等を活用した住民主体グループが結成され自立した活動につながっているが、今後は住民だけで活動を運営できるよう、更なるノウハウや精度の情報提供等の支援が必要である。

(災害時における要援護者への支援体制の整備)

- 29年度は地域・地区で支援に必要な要援護者マップや、今後取り組みが必要な地域・地区の分析などに活用し効果的な働きかけができるように、住宅地図上に要援護者位置情報やハザード情報などを表示させるGISシステムを各区役所・支所等に設置した。
- 市内12ヶ所の高齢者介護支援センターを、災害時に要援護者の初動受入れを行う基幹福祉避難所としての機能を果たす要援護者支援センターとして指定した。今後は避難所開設訓練を実施し、検証を行うことで要援護者支援の充実、災害対応力の強化を図っていく。

4 「しごと」と生活の安定

目指すべき姿

- ◆ 地域の課題を、有償の仕組みを取り入れた地域住民の支え合いで解決する取組みが進み、ボランティアと一般的な雇用の間に位置づけられる多様な「しごと」の創出が増えてきている。
- ◆ 一般的な就労だけでなく、中間的就労など多様な働き方を確保する取組みが進み、誰もが「しごと」を確保できる環境が整いつつある。

主な取り組みの成果及び課題

（「しごと」の“地産地育”に向けたコミュニティビジネスの展開）

○地域の高齢者の個別の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するため、地域活動の担い手養成として「生活支援・介護予防サポーター養成研修」を引き続き実施し、研修修了後、地域団体への参加や新規グループの立ち上げ支援を行っている。また、29年度よりグループ運営が出来る人材の養成のため、グループリーダー研修も行っている。修了生へのフォローアップの体制整備が課題となっている。

（多様な働き方の確保）

○平成29年度において、東京大学（先端科学技術研究センター人間支援工学分野、近藤武夫淳教授）への研究委託契約を締結し、「短時間雇用推進会議」の開催や、「障害者の多様な働き方創出シンポジウム」の開催、市内企業を対象とした「障害者雇用に関するアンケート調査」の実施により民間企業等における短時間雇用の導入促進に取り組んでいる他、短時間雇用創出コーディネーターを中心とした協力企業の開拓及び企業と障害者とのマッチングに取り組んでおり、市役所内においても、精神障害者・発達障害者を対象とした短時間訓練雇用を率先実施に取り組んでいる。今後は短時間雇用の趣旨やメリットを企業に十分発信しながら、企業が前向きに取り組める環境整備を図っていく必要がある。

○28年度より場所や時間にとらわれない働き方を推進するため、市民を対象にクラウドソーシングを推進するとともに、企業を対象にテレワークを推進してきた。今後は就労を希望しながらも育児や介護等により制約のある方に対して、クラウドソーシングを活用した新たな働き方の提案を引き続き行うとともに、利用するにあたってのノウハウを習得してもらうための支援を拡充する。また、市内企業に対しては、時間や場所にとらわれずに就業が可能というテレワークの特性とテレワーク導入による企業のメリットについて、わかりやすい周知を進め、広く啓発していく必要がある。

その他

小委員会での主な委員意見

- 今回から事業費の予算・決算を検証・評価シートに記載したことで、どこに重みがあるのかということがとてもよく分かった。しかし、ふれあいのまちづくり協議会の予算・決算等記載されていないところがあるため、きちんと記載できるものは全部記載していただきたい。
- ネットモニターアンケートの回答者は若い層が多く回答率もよいため、非常に興味深いですが、クロス集計がないので残念である。例えば、相談窓口について「どこに相談したらよいか分からない」と答えた層がどの年代なのかということが分かれば、情報発信の仕方を変える等施策に活用できるため、是非クロス集計をしていただきたい。

小委員会での委員意見に対する見解

- ご指摘いただいたふれあいのまちづくり協議会の予算・決算については追記させていただいた。
- ネットモニターアンケートについては、再度「年代別」「居住区別」「職業別」にクロス集計をおこない、主なものについては参考資料2に記載させていただいた。今後、調査結果を分析し、それぞれの施策に活用していきたい。

Ⅲ. 基本理念の実現に向けた4つの方向性の総合評価（H29年度時点）

「1 フォーマルサービスの安定的供給」では、各区に設置している「くらし支援窓口」において、相談支援員の増員や「しごと」に関する相談の一元化など相談体制を強化し、包括的な相談支援体制の整備を進めたほか、就労支援・学習支援・家計相談支援事業・子どもの居場所づくりなど生活困窮者等への支援に引き続き取り組んだ。また、権利擁護事業の推進、児童虐待に対応する体制の強化や「神戸市障害者差別解消支援地域協議会」の設置などその人らしい生き方が尊重される生活の確保に向けた取組みを進めた。一方、福祉サービスの充実に向け、現在、特に保育人材の確保・定着に取り組んでいるところであるが、福祉・介護・保育人材の不足は未だ深刻な課題であり、今後もさらなる施策の推進が必要である。

「2 市民の能動的参画の促進」では、「神戸市地域コミュニティ施策の基本指針」の具体化に向け、「地域の基礎データ」の公開、助成金手続きの簡素化など市民の参画の促進に向けた取組みを行った。各区の社会福祉法人が、地域における様々な福祉課題への対応について連携し、協議・情報交換を行う「各区社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）」の全区設置が進み、地域団体と行政と協働による地域福祉活動の事例や、本市が行う保健指導事業を民間事業者と協働して行うソーシャルインパクトボンドの活用事例も出てきており、多様な主体の参加が広がりつつある。本年度のネットモニターアンケートにおいて、地域活動に参加している人の割合は35.8%となっており、今後より多くの人の参加を広げるために、市民活動の定着に向けた取組みが求められる。

「3 地域福祉のプラットフォームの構築」では、地域福祉ネットワークが中心となって「制度の狭間・複合化する福祉課題への支援」を行う中、従来つながっていなかった関係機関とのネットワーク化が実現しており、また、地域関係機関との更なる連携を目的とした「ネットワーク事業報告会」の開催など、地域課題解決に向けた仕組みづくりを進めている。

医療と福祉の連携として、在宅医療と介護を結びつける連携拠点となる「医療介護サポートセンター」が全区に設置され、また、認知症施策をより一層推進するため、医療・保健・福祉の専門家で構成される有識者会議で議論を行い、「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」が策定された。

他の関連機関と連携し、平常時は要援護者の見守り支援の拠点として、災害時には基幹福祉避難所となる「要援護者支援センター」が指定されるなど、支

援を要する人の見守り体制の構築が進んだ。

「4 「しごと」と生活の安定」では、障害者の短時間雇用の創出に向けた取組みとして、シンポジウムの開催や、協力企業の開拓及び企業と障害者のマッチングに着手した。また、場所や時間にとらわれない働き方を推進するため、市民及び企業を対象とする講習会等の実施など、多様な働き方の確保、働く場づくりの取組みが少しずつ進んでいる。

今後も、これらの4つの方向性に基づく施策の推進により、国の掲げる地域共生社会の実現、本計画の基本理念であるソーシャルインクルージョンの実現を目指していく。

総合評価 （“こうべの市民福祉総合計画2020”の検証・評価シートより）

	A	B	C	D	総合評価
1 フォーマルサービスの安定的供給	3	5	0	0	B
2 市民の能動的参画の促進	2	5	1	0	B
3 地域福祉のプラットフォームの構築	2	6	0	0	B
4 「しごと」と生活の安定	0	2	0	0	B

A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である

